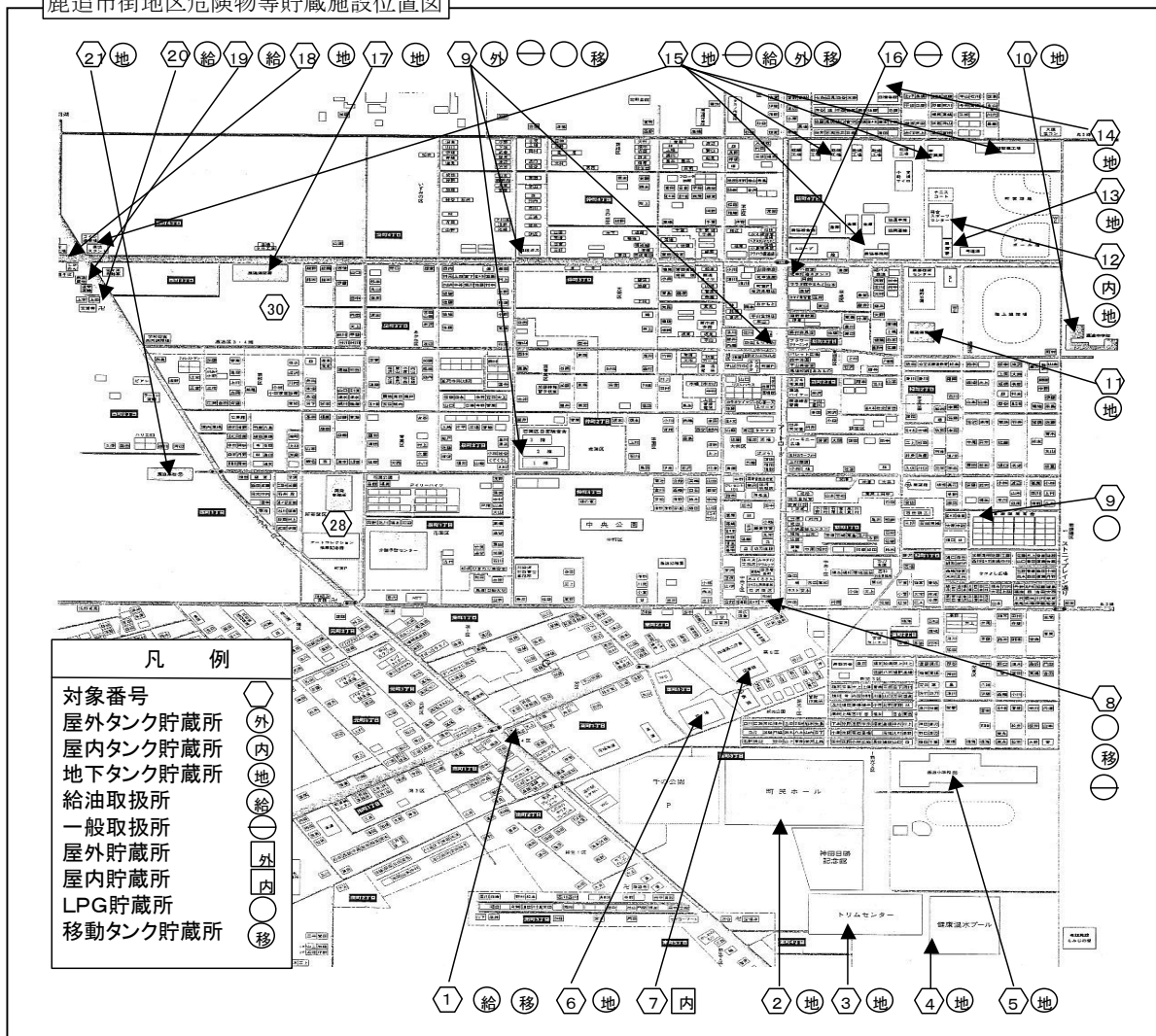


別表3 危険物等貯蔵施設

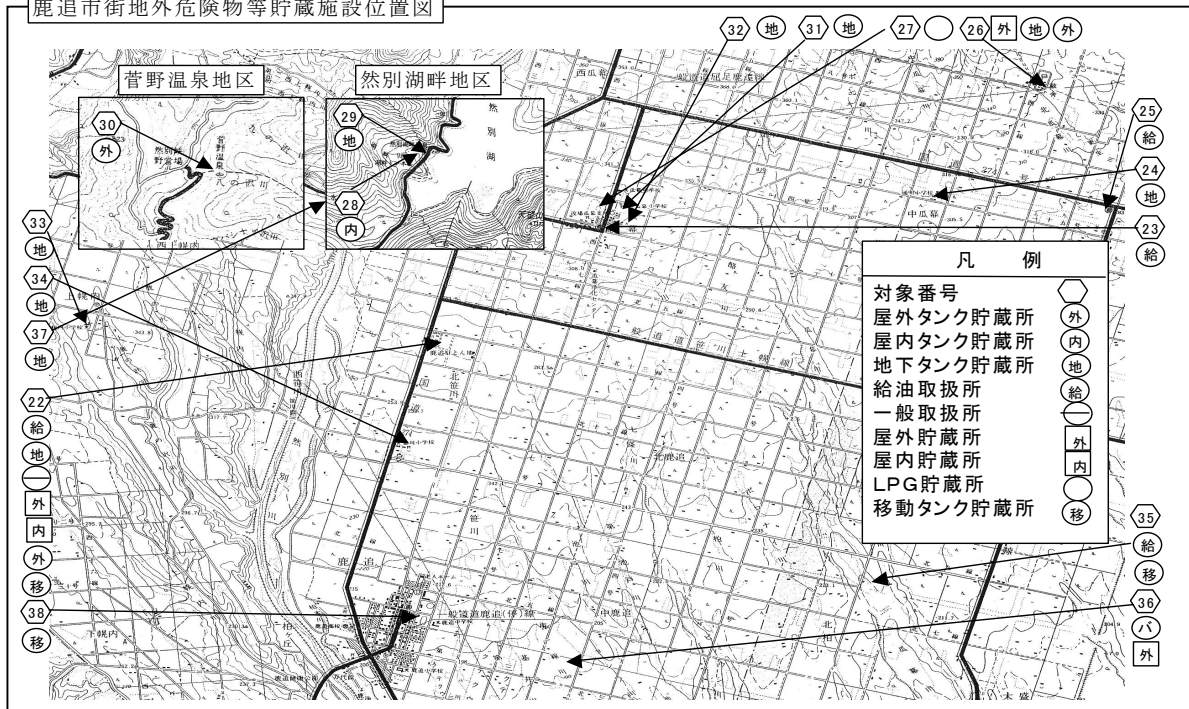
番号	施設名	設置場所	区分	第一石油類 (KL)	第二石油類 (KL)	第三石油類 (KL)	第四石油類 (KL)	LPG貯蔵所 (kg)	火薬類貯蔵所 (kg)	バイオガ ス貯蔵所 (m ³)
1	南大上商店	鹿追町東町1丁目3番地	給油取扱所	13.8	30		1	1,140		
	〃	〃	〃		1.9					
	〃	〃	〃		3					
2	町民ホール	鹿追町東町2.3丁目	地下タンク貯蔵所			15				
3	トリムセンター	鹿追町東町3丁目	〃			6				
4	鹿追町健康温水プール	鹿追町東町4丁目6番地	〃			10				
5	鹿追小学校	鹿追町東町3丁目2番地	〃			10				
6	鹿追町役場	鹿追町東町1丁目38番地	〃			20				
7	コミュニティーセンター	鹿追町東町1丁目38番地	屋内タンク貯蔵所			9				
8	南マスダ	鹿追町東町2丁目	LPG貯蔵所					3,500		
	〃	〃	一般取扱所		9.9					
	〃	〃	移動タンク貯蔵所		2					
9	㈱もりずみ	鹿追町緑町1丁目	LPG貯蔵所					1,100		
	〃	鹿追町仲町4丁目3番地	屋外タンク貯蔵所			12				
	〃	〃	一般取扱所		21.395					
	〃	〃	LPG貯蔵所					10,000		
	〃	鹿追町新町3丁目2番地	移動タンク貯蔵所		3					
10	鹿追中学校	鹿追町鹿追北4線8番地40	地下タンク貯蔵所			10				
	〃 鹿追中学校	〃	〃		1.95					
11	鹿追保育園	鹿追町緑町3丁目1番地	〃			3				
12	スポーツセンター	鹿追町緑町3丁目	〃			9.5				
	〃	〃	屋内タンク貯蔵所			3				
13	総合研修センター	鹿追町新町4丁目51番地	地下タンク貯蔵所		1					
14	特別老人ホーム	鹿追町北町1丁目13番地	〃			9.5				
	〃	〃	〃			5				
15	鹿追町農業協同組合(事務所)	鹿追町新町4丁目51番地	〃		8				認可されてる が貯蔵なし	
	〃 鹿追町農業協同組合(整備工場)	鹿追町緑町4丁目	〃		5		5			
	〃 鹿追町農業協同組合	鹿追町北町4丁目1-1	移動タンク貯蔵所		4					
	〃	〃	一般取扱所		灯油 15 軽油 15	一体				
	〃	鹿追町西町4丁目4番地	屋外タンク貯蔵所		200					
	〃	〃	〃		200					
	〃	〃	屋外タンク貯蔵所		200					
	〃	〃	〃		200					
	〃	〃	〃		200					
	〃	〃	〃		200					
	〃	〃	屋外貯蔵所		2.5	10				
	〃 鹿追町農業協同組合(芋貯蔵倉庫)	鹿追町緑町4丁目5番地	〃		5					
	〃 鹿追町農業協同組合(乾燥工場)	鹿追町新町4丁目55・6番地	〃		10					
	〃	〃	地下タンク貯蔵所		5					
	〃	〃	〃		4.9					
	〃	〃	〃		5					
	〃	鹿追町新町4丁目21番地1他	〃		10					
	〃	鹿追町新町4丁目55・6番地	一般取扱所		2					
	〃	〃	〃		2.4					
	〃	〃	〃		1.92					
	〃	鹿追町新町4丁目21番地1他	〃		4.8					
	〃 鹿追町農業協同組合	鹿追町西町4丁目6番地	給油取扱所	20	20.574		1.89			
16	山七 北幸通産㈱	鹿追町新町3丁目21番地	一般取扱所		20			280		
	〃	〃	移動タンク貯蔵所		1.9					
17	北十勝消防事務組合鹿追消防署	鹿追町西町3丁目10番地	地下タンク貯蔵所			6				
18	南鹿追そば	鹿追町西町3丁目8番地	〃			9.5				
	〃	〃	〃			9.5				
19	鹿追貨物自動車㈱	鹿追町西町3丁目5番地	給油取扱所		9.5					
20	㈱道栄運輸	鹿追町西町3丁目3番地	〃		19.2					
	〃	〃	〃		19.2					
21	鹿追高校	鹿追町西町1丁目8番地	地下タンク貯蔵所			5				
22	陸上自衛隊鹿追駐屯地	鹿追町笹川北12線10番地	屋外タンク貯蔵所			174.41				
	〃	〃	〃		6					
	〃	〃	〃			70				
	〃	〃	給油取扱所	10	70					
	〃	〃	〃		130					
	〃	〃	〃		20					
	〃	〃	地下タンク貯蔵所			15				

番号	施設名	設置場所	区分	第一石油類 (KL)	第二石油類 (KL)	第三石油類 (KL)	第四石油類 (KL)	LPG貯蔵所 (kg)	火薬類貯蔵所 (kg)	バイオガス貯蔵所 (m ³)
22	陸上自衛隊鹿追駐屯地	鹿追町笹川北12線10番地	地下タンク貯蔵所			6				
"	"	"	"			30				
"	"	"	一般取扱所	15	180	5	18			
"	"	"	"			4.332				
"	"	"	屋内貯蔵所	1	1	10	8			
"	"	"	"	0.2	0.22	0.592	0.132			
23	鹿追町農業協同組合瓜幕事業所	鹿追町瓜幕西1丁目2番地	給油取扱所	10	6					
24	通明小学校	鹿追町中瓜幕西20線25-8	地下タンク貯蔵所			5				
25	鹿追町農業協同組合東瓜幕事業所	鹿追町東瓜幕西26線25	給油取扱所	9.5	7		1.8			
26	陸上自衛隊鹿追駐屯地廠舎	鹿追町東瓜幕西18線	屋外貯蔵所		20					
"	"	"	地下タンク貯蔵所		6			500		
"	"	"	屋外タンク貯蔵所		3					
27	南堀川商店	鹿追町瓜幕西1丁目11番地	LPG貯蔵所					500		
28	ホテル福原	鹿追町然別湖畔	屋内タンク貯蔵所			15				
29	湖畔温泉ホテル風水	鹿追町然別湖畔	地下タンク貯蔵所			10				
30	かんの温泉	鹿追町然別国有林145林班	屋外貯蔵所		8					
31	瓜幕中学校	鹿追町瓜幕西27線23-5	地下タンク貯蔵所			5				
32	"	鹿追町瓜幕東3丁目8番地	"			3				
33	上幌内小学校	鹿追町上幌内4線3番地17	"			3				
34	笹川小学校	鹿追町笹川北9線10番地	"			4				
35	南滝健	鹿追町笹川北8線11番地7	給油取扱所	30	30					
"	"	鹿追町笹川北8線11番地7	移動タンク貯蔵所		2					
36	鹿追町環境保全センター	鹿追町鹿追北4線5番地	屋外貯蔵所			1				500
37	廃棄物最終処分場浸出水処理施設	鹿追町上幌内3番地1	地下タンク貯蔵所			3				
38	南鹿追協同運輸	鹿追町新町4丁目51番地	"			5				
"	"	"	"			3				

鹿追市街地区危険物等貯蔵施設位置図



鹿追市街地外危険物等貯蔵施設位置図



第12節 水害予防計画

町内の河川の氾濫、堤防の決壊、その他の水害において、これを警戒し防御し、その災害を軽減するための組織及び活動要領は本計画の定めるところによる。

ただし、水防法に基づく「水防計画」は本計画とは別に定めるものである。

1 水防の責務

水防法（昭和24年6月4日法律第193号）に定める水防に関係のある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は次のとおりとする。

(1) 町（水防管理者）

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分に果たす責任を有する。

(2) 北十勝消防事務組合

北十勝消防事務組合は、町と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

(3) 北海道

道は、町等が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努める。

(4) 居住者等の責務

町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、消防機関の長、消防団長から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織

水防組織は、第3章第2節災害対策本部に定める者のほか、消防機関及び地域住民の協力を得て行うものとする。

3 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達及び通信連絡

第5章第1節、災害情報・収集計画の定めるところによる。

4 水防の区域

第4章第11節に定める水害等が予想される区域を主な区域とする。

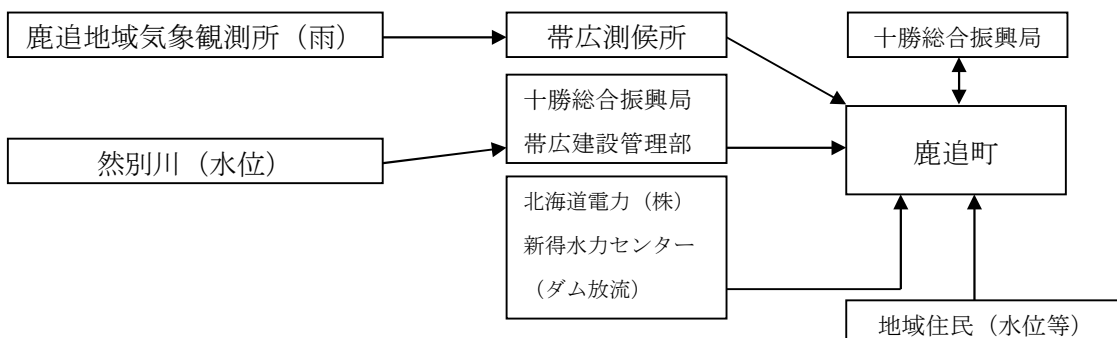
5 配備体制及び動員計画

第3章第2節、災害対策本部の定めるところによる。

6 水位、雨量の観測及び通報

水位雨量の観測及び通報は次により行う。

(1) 水位、雨量



○ 雨量観測地点

所管	地点名	所在地	備考
帯広測候所	鹿追	鹿追町緑町3丁目1-3	

○ 水位観測地点

所管	地点名	所在地	指定水位	警戒水位	計画高水位
十勝総合振興局 帯広建設管理部	然別川	鹿追町南町1丁目44地先	190.23	191.01	191.88

(2) 通報連絡

水位の通報を受け、又は気象の状況により測候所等に照会し、災害の発生するおそれのあるとき及び災害が発生したときは、第5章第1節1項別表「災害情報連絡系統図」により連絡を行う。

7 水防活動

(1) 警戒体制及び非常配備体制

町は、水防法第10条及び同法第11条に規定する洪水予報並びに気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第14条の2に規定する水防警報を受けたとき、又は、洪水による危険が予想される場合は、第3章第2節4項「災害対策本部の配備体制」に基づき、水防業務を処理するものとする。

(2) 非常配備体制を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備体制を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、十勝総合振興局長、帯広開発建設部長及び十勝総合振興局帯広建設管理部長に報告するものとする。

8 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め、河川等を巡視させるものとする。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置をとるものとする。

(2) 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備体制を指令したときは、河川等の監視を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に連絡するものとする。

監視にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ア 裏法で漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- ウ 天端の亀裂又は落下
- エ 堤防の越水状況
- オ 橋梁その他構造物と堤防の取り付け部分の異常

9 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

ア 消防機関に属するものは、水防法第21条に基づき水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その立入りを禁止し、若しく

は制限し、又はその区域から退去を命じることができる。

イ 前アに定める場所において、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(2) 警戒区域設定の報告

警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び新得警察署長に報告するものとする。

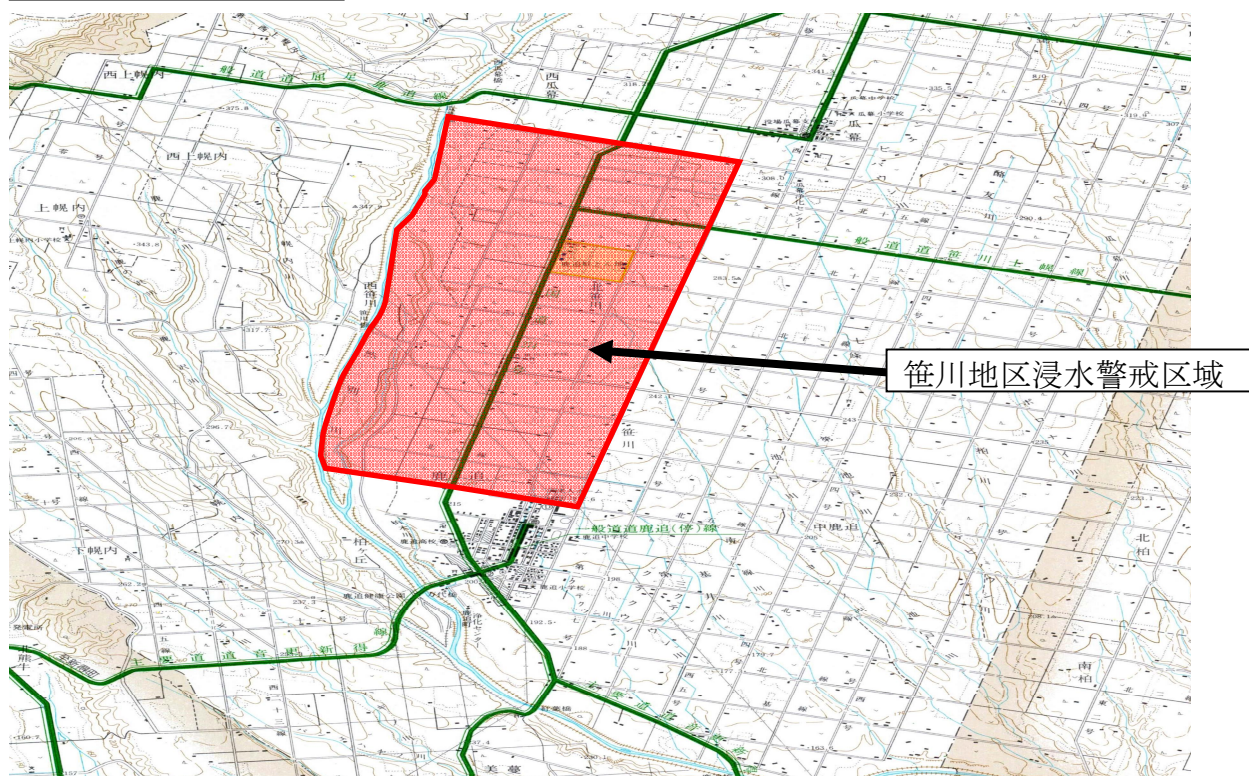
10 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

水防工法は、水流し、シート張り、繋ぎ止め、月の輪、積み土のう、改良積土のう等とする。

また、過去の災害をふまえ、笹川地区を浸水被害の警戒区域（下記浸水警戒区域図参照）とし、畑等への浸水被害に対しても未然に防止、又は被害の拡大を防ぐため、明渠排水工事等、対応工事を迅速的確に作業を実施するものとする。

浸水警戒区域位置図



11 避難及び立退き

(1) 避難及び立退きの決定の時期及び指示

水防法第29条の規定により、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、道職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合においては、新得警察署長にその旨を通知しなければならない。

(2) 避難及び立退きの順序及び避難場所の指定

避難及び立退きの順序及び避難場所は、第5章第4節「避難対策計画」によるものとする。

(3) 避難者の輸送

避難者の輸送は、5章第14節「輸送計画」によるものとする。

12 非常輸送

非常の場合の資機材、人員等の輸送は第5章第14節「輸送計画」によるものとする。

13 決壊通報水防に際し、堤防その他ダム等の施設が決壊したときは、水防管理者及び消防長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

通報先	担当	電話
新得警察署長	警備係	64-0110
帯広開発建設部長	治水課	0155-24-4121
帯広河川事務所長	第2工務課	0155-25-1294
十勝総合振興局帯広建設管理部長	管理課	0155-27-8718
十勝総合振興局長	地域政策課	0155-24-2191
音更町長	総務課	0155-42-2111
土幌町長	企画課	01564-6-2211
上土幌町長	総務課	01564-2-2111
芽室町長	建設課	0155-62-2611
清水町長	総務課	62-2111
新得町長	総務課	64-5111

鹿追町水防管理者(町長) →

14 水防資機材

鹿追町南町1丁目(役場大型車両格納庫)

車 輛 名	数 量	器 材 名	数 量
ダンプトラック	無線機付2	3 照明灯(1組)	1
モーターグレーダー	無線機付	1 角スコップ	8
ショベル	無線機付	2 剣先スコップ	10
バックホー		1 ツルハシ	3
ジープ	無線機付	1 カケヤ	2
		麻袋	300
		土のう袋	200
		バリケード	60
		トラロープ	1
		縄	4

※ 通常維持管理用器材を含む。

15 公用負担等

(1) 公用負担

ア 水防法第21条の規定により、町長、消防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、以下の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹林、その他の資材の使用若しくは借用
- (ウ) 車馬その他の運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 前アで定める公用負担命令を行うときは、様式1による公用負担命令書を交付して行なうものとする。

ウ 公用負担の権限を行使する者はその身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は様式2に定める公用負担権限委任証を携行し、関係者の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

エ 公用負担の権限を行使する者は、様式1に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的地の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

オ 水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

様式1

第 号	公 費 負 担 命 令 票	
	住 所 氏 名	
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用費負担を命じます。		
1. 目的物		
(1) 所在地		
(2) 名 称		
(3) 種類(または内容)		
(4) 数 量		
2. 負担内容		
(使用、取用、処分について詳記すること)		
平成 年 月 日		
命令者	職	氏名
		印
(日本工業規格 A4版)		

様式2

第	号
公用負担権限委任証	
住所 職名 氏名	
上記の者に、 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。	
平成 年 月 日	
委任者	氏名 印

注 縦6cm、横9cm

(2) 公務災害補償

水防法第24条の規定により居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、または水防に従事したことによる不詳もしくは病気により死亡し、もしくは障害の状態となったときは、水防管理団体は、水防法第45条の規定に基づき、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

16 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。

- ア 消防の機関を出動させたとき
- イ 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防活動実施報告

水防管理団体は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、様式3による水防活動実施報告書を翌月5日までに十勝総合振興局長に2部提出するものとする。

様式3

水防活動実施報告書

(市町村名)

区 分	水防活動延人員	使用資材費			備 考
		主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分	人	円	円	円	
前回迄					
月 分					
累 計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くわ、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

17 水防訓練

水防管理者は、水防団及び消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得せしめるとともに、水防法第32条の2に定めるところにより毎年1回以上水防訓練を実施しなければならないものとする。

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

台風等による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる処置を講ずるものとする。

また、学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

なお、家庭その他建築物の倒壊等を防止するための緊急処置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第14節 雪害対策計画

この計画は、豪雪、暴風雪等による交通遮断等の災害を防止し、公共輸送を確保することにより、住民の生活安定を図ることを目的とする。

1 除排雪実施責任者

- (1) 一般国道で北海道開発局所管の道路の除排雪は、帯広開発建設部が実施するものとする。
- (2) 道道で北海道所管の道路の除排雪は、帯広建設管理部が実施するものとする。
- (3) 町道の除排雪は、鹿追町が実施するものとする。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

ア 北海道開発局所管

種別	除雪目標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	二車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	一車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

イ 北海道所管

区分	交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 ・異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000台/日	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 ・異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日以下	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4m)幅員で待避所を設ける。 ・異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。
歩道除雪		<ul style="list-style-type: none"> ・所定の幅員を確保する。 ・異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。

ウ 町道の交通確保

豪雪、暴風雪等により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとする。

また、除雪の優先順位は次のとおりとする。

- (ア) バス路線及びスクールバス路線となっている道路
- (イ) 通学路線及び牛乳搬出路線となっている道路
- (ウ) 主要幹線路線となっている道路
- (エ) 前記以外の道路

順位	指定基準	除雪目標
第1次	市街地、バス路線等、主要幹線道路	2車線以上の幅員確保を原則とする。
第2次	第1次路線の効果を高め、特に地域的な交通の中心をなす重要路線	2車線確保を原則とし、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。
第3次	その他の路線	1車線幅員を確保し、必要に応じ待避所を設けるが、一時的に交通不能となることがある。

2 町内除雪機所有状況

機関名	タンク・トラック	タイヤショベル	グレータ [*]	フルトーサ [*]	ロータリー	備考
鹿追町役場	3	1	1		1	
十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	7	2	2		4	
三井組	1	1	1	5		緊急時借上げ
前田道路		1				緊急時借上げ
北日本建設興業				2		緊急時借上げ
鹿追貨物	1	2		1		緊急時借上げ
道栄運輸		1		1		緊急時借上げ
タカノ				1		緊急時借上げ

3 交通規制

所轄の警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要に応じ通行禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたって、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定するものとする。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議の上、決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に努めなければならない。

5 警戒体制

関係機関は、測候所の発表する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたときは本部を設置するものとする。

ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 雪害による交通麻痺等によって人命に関わる事態が発生し、その規模、範囲から特に緊急応急措置を要するとき。

(2) 町長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容するものとする。

6 交通、通信、送電の確保

(1) バス交通機関の措置

バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

(2) 北海道電力(株)新得営業所

電線等送電施設への着氷雪、風圧及び荷重に耐えるよう設備の増強を図り、雪害により送電に支障をきたさないよう努めるものとする。

(3) 東日本電信電話(株)北海道東支店

雪害により電気通信に支障をきたさないよう必要な措置を講ずるものとする。

7 なだれ防止対策

道路管理者等関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生、予想箇所防止柵の設置を行い、また標示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。

第15節 融雪災害対策計画

この計画は、水防計画に定めるもののほか、融雪期における河川の増水等による災害の発生を予防することを目的とする。

1 気象情報の把握

(1) 総務対策部情報連絡班は、融雪期においては、関係機関の水防警戒により区域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路、降雨、気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

(2) 施設対策部土木班は、道路排水状況、並びに河川水位についての的確な情報の収集に努めるものとする。

2 重要水防区域の警戒

重要水防区域及びなだれ、地滑り、崖崩れ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、万全の措置を講ずるものとする。

(1) 町（施設対策部土木班）及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行うものとする。

(2) 町（施設対策部土木班・厚生対策部厚生班）は、警察等の関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

(3) 町（施設対策部土木班）は、なだれ、積雪、除雪、結氷等により、河道等が著しく狭められ、又は流氷による橋梁の流失等の被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道等の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(4) 町（施設対策部上下水道班）は、融雪出水前に公共上下水道の点検整備及び清掃等を行い流下能力の確保を図るものとする。

- (5) 町（施設対策部土木班）は、融雪出水前に排水溝の清掃及び雨水桝の砕氷等を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (6) 道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等、障害物の除去に努め、交通を確保するものとする。
- 3 低地帯の排水処理
低地帯における融雪水の処理については、住民の協力を得るとともに、状況に応じて、排水路の確保、ポンプアップ等適切な処理を行うものとする。
- 4 水防資機材等の整備、点検
町長及び河川管理者は、迅速かつ効果的に水防活動を行うため、融雪出水前に水防資機材の整備及び点検を行うとともに、関係機関及び資機材所有者等とも十分な打合せを行い、資機材の効果的な活用を図るものとする。
- 5 住民に対する水防思想の普及徹底
町長及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

- 1 現況
「第4章 第11節 重要警戒区域及び整備計画」による。
- 2 予防対策
土砂災害警戒区域等の指定区域について、防災計画に基づいて警戒区域における円滑な警戒避難が行われるための事項を整備するとともに、住民への周知を行うものとする。
- 3 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画
- (1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策
住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。
- (2) 住民に対する周知・啓発
危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災処置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）など周知・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷地対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、除排雪体制を強化するなど、積雪・寒冷期における災害の軽減に関する計画は次の定めるところによる。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

次に定める以外の事項については、本章第14節「雪害対策計画」に準ずる。

ア 除雪体制の強化

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(2) 航空輸送の確保

災害による道路交通障害により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されることから道及び防災関係機関は、孤立する集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

本町におけるヘリコプターの発着可能地域については、第5章第14節「輸送計画」を参照。

3 雪に強い町づくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努めるものとする。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域相互扶助体制の確立を図るものとする。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難場所等、避難路の確保に努めるものとする。

4 寒冷地対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるものとする。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のため長期化対策を検討するものとする。

第18節 複合災害に関する計画

道、町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。